

- 岩手県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（令和5年12月4日岩警備第69号・岩警務第135号・岩生安第115号・岩刑事第87号・岩交通第75号警察本部長）

各 部 長
首席監察官
各 所 属 長

「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」及び「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改正について（令和4年4月1日付け警察庁丙企画初第26号）に基づき、見出しの計画を別添のとおり策定したので、新型インフルエンザ等に係る諸対策に万全を期されたい。

なお、岩手県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画の策定について（平成30年3月9日付け岩警備第9号等）で通達した「岩手県警察新型インフルエンザ等対応業務継続計画」については廃止する。

別添

岩手県警察 新型インフルエンザ等 対応業務継続計画

作成 令和5年12月4日

岩手県警察

第1 総則

1 計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウィルスとウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウィルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、発生時には、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これら新型インフルエンザ等が発生した際には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び身体を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする必要がある。

これに対し、本県警察は、「岩手県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について（令和5年12月4日付け岩警備第68号等。以下「県警察行動計画」という。）を発出した。

新型インフルエンザ等の発生時においては、この県警察行動計画に基づき、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参加して新型インフルエンザ等対策業務を行うとともに、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処することとしている。

しかし、新型インフルエンザ等の流行時には、その感染力の強さから職員及びその家族（以下「職員等」という。）の健康被害は避けられず、最大40%の欠勤者が出ることが想定されており、あらかじめ被害想定を踏まえた業務継続計画を策定しておくことが必要である。

この計画は、新型インフルエンザ等の発生時においても限られた人員の中で、本県警察がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、発生した場合の社会・経済状況を想定し、必要な事項を定めるものである。

2 実施方針等

(1) 業務継続計画の実施方針

業務継続計画の実施に当たっては、岩手県警察本部各部及び各警察署間が連携を密にして一体的な活動を行うとともに、知事部局等関係機関とも連携し的確に業務を推進する。

(2) 岩手県公安委員会への報告等

業務継続計画の実施に当たっては、時機を逸することなく岩手県公安委員会へ報告し、新型インフルエンザ等流行時には、岩手県公安委員会の管理の下、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施

に努める。

3 被害想定

新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインで示された被害想定（表1参照）とする。

なお、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されるものであることから、新型インフルエンザ等の発生時には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応するものとする。

〔表1〕

人的被害等想定	
発症率	全人口の25%がり患
医療機関の受診者	約1,300～2,500万人
死亡者	○ 中等度（アジアインフルエンザレベル）上限約17万人（致死率0.53%） ○ 重度（スペインインフルエンザレベル）上限約64万人（致死率2.0%）
流行状況	○ 各地域ごとの流行期間は約8週間（ピークは約2週間） ○ り患者は1週間から10日間程度り患
欠勤率	ピーク時にり患して欠勤する職員の割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、り患した家族の看病等も含めると、職員の最大40%程度が欠勤。

第2 実施体制

1 未発生期の体制

本県警察は、岩手県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱に基づく岩手県警察新型インフルエンザ等対策委員会において、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種対策を推進するとともに、各部及び各警察署間の調整を図り、必要に応じて、この計画の見直しを検討する。

2 国外発生期の体制

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、岩手県警察新型インフルエンザ等対策連絡室を設置する。

さらに、新型インフルエンザ等が国外で発生し、感染が拡大するおそれがあると認められる場合には、岩手県警察新型インフルエンザ等対策室を設置し、業務継続計画の発動に向けた検討を行う。

3 国内発生早期の体制

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、岩手県警察新型インフルエンザ等対策本部が中心となり、その感染拡大状況に応じて業務継続計画を発動する。

4 国内感染期の体制

国内感染期（国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態をいう。以下同じ。）において、国内発生早期に引き続き、岩手県警察新型インフルエンザ等対策本部において関係機関との連携を図り、事態の対処に当たる。

国内感染期には、多くの職員が欠勤することが考えられるため、この計画で定められた事項を実施できるよう適宜適切な人員配置に努める。

5 知事部局等関係機関との連携

本県警察は、業務継続計画の実施に当たり、警察庁との連絡及び調整を図るとともに、知事部局等関係機関との連携を強化して新型インフルエンザ等対策に必要な業務を推進する。

【政府行動計画の警戒レベル】

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
国外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	（県内未発生期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
国内感染期		（県内発生早期） 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
小康期		（県内感染期） 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

第3 発生時における業務等

1 業務継続の基本方針

本県警察は、新型インフルエンザ等の発生時においても警察の業務を的確に推進するため、新型インフルエンザ等の発生に伴う各種対策業務（以

下「新型インフルエンザ等対策必須業務」という。)を優先業務とするほか、県民の権利義務等に影響を与える業務(以下「継続すべき業務」という。)を継続するとともに、事件・事故等の発生時に対応すべき業務(以下「事案発生時に対応すべき業務」という。)に対応する(以下、三者を合わせて「発生時継続業務」という。)こととし、その他の業務(以下「縮小・中断されるべき業務」という。)は、縮小し、又は中断するものとする。

2 新型インフルエンザ等対策必須業務

県警察行動計画で取り組む対策(県警察行動計画において、第4章新型インフルエンザ等の国内発生早期または第5章新型インフルエンザ等の国内感染期に実施することとされている事項とする。)のほか、新型インフルエンザ等の発生時に新たに発生した業務を新型インフルエンザ等対策必須業務とする。

[県警察行動計画]

○第4章 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

- ・第1節 実施体制
- ・第2節 感染対策
- ・第3節 水際対策の支援
- ・第4節 医療活動の支援
- ・第5節 社会秩序の維持
- ・第6節 緊急事態措置に対する支援等
- ・第7節 重点的感染拡大防止策の支援

○第5章 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

- ・第1節 実施体制
- ・第2節 感染対策
- ・第3節 水際対策の支援
- ・第4節 医療活動の支援
- ・第5節 多数死体取扱に当たっての措置
- ・第6節 社会秩序の維持
- ・第7節 緊急事態措置に対する支援等

3 継続すべき業務及び補充要員

個人の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要な業務や県民の権利義務に関わる業務であって、一定期間、縮小し、又は中断することにより、治安や県民生活・経済活動に重大な影響を与えるため、まん延期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものを継続すべき業務とし、他係、他所属職員を応援配置する。

継続すべき業務及び補充要員については、別表1のとおりとする。

4 事案発生時に対応すべき業務

各種事件・事故、被害届・告訴・告発の受理など、事案が発生した場合又は事案を認知した場合に対応すべき業務であり、一定期間、縮小し、又は中断することが可能な業務は含まず、発生又は認知した場合に県民生活を守るために行う業務、他機関等からの要請に基づき対応すべき業務等を事案発生時に対応すべき業務とする。

事案発生時に対応すべき業務は別表2のとおりとする。

5 縮小・中断されるべき業務

直ちに、治安維持に関して重大な影響を与える業務ではなく、感染拡大や社会混乱の状況に応じて、縮小することが可能な業務又は中断することが可能な業務を縮小・中断されるべき業務とする。

縮小・中断されるべき業務については、各所属の判断により対応するものとするが、緊急に対応する必要があると認められる場合には、人員配分を調整の上、適切に対応する。

第4 業務継続のための執務体制の確立

1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

(1) 感染リスクを低減するための方策

意思決定権者である所属長等の感染リスクを低減するため、岩手県警察オンライン会議システム等の活用、決裁の簡略化、対人距離の確保等の措置を講じる。

(2) 所属長等がり患した場合の対応

ア 意思決定権者である所属長等がり患することなどにより出勤が困難となった場合には、当該所属長等に代わり得る職の者が対応に当たる。

イ 電話等による意思決定

意思決定権者である所属長等が、濃厚接触者等として外出自粛等の要請を受けた場合には、可能な事項については、電話・FAX・メールで報告し、意思決定を行うものとする。

(3) 署に対する応援派遣の手順

署において感染が拡大し業務継続が困難となった場合には、当該署が応援を必要とする業務を所管する本部庶務担当課及び警備課に対して、「応援派遣を希望する期間・人員」等を連絡し、応援派遣の要請を行い、当該本部庶務担当課及び警備課は連携の上、応援派遣の調整に当たるものとする。

また、警備課は、本県警察全体の応援派遣の対応状況について一元的に管理し、本部長へ報告する。

2 業務継続実施責任者の指定等

(1) 業務継続実施責任者の指定

新型インフルエンザ等の発生時において、業務を管理し、「継続すべき業務」等を的確に遂行するため、業務継続実施責任者を指定するものとし、各所属長をもって充てるものとする。

(2) 感染防止従事責任者の指定

新型インフルエンザ等の発生時において、所属職員の感染者拡大をできる限り抑えるため、職員等の健康管理、感染予防及び職場内における感染拡大防止業務を推進する感染防止従事責任者を指定するものとし、各所属の次長職にある者をもって充てるものとする。

3 人員計画

(1) 人員計画の作成

人員計画を円滑に実施するため、発生時継続業務の必要人員を把握するとともに、勤務体制等について検討する。

(2) 人員計画の運用

業務継続実施責任者は、所属内の感染状況及び業務状況を勘案し、業務に対する影響の度合いに応じて、この計画を次のとおり実施する。

ア 未発生期

業務継続実施責任者は、部下職員の業務を的確に管理するとともに、継続業務等の整理と共有化を図る。

イ 国外発生期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務及び必要人員等を確認し、国内発生に備えて具体的な人員配分等を検討する。

ウ 国内発生早期

業務継続実施責任者は、所属内の感染拡大状況を勘案の上、業務を縮小し、又は中断し、発生時継続業務に対する人員配分を検討する。

エ 国内感染期

業務継続実施責任者は、発生時継続業務を維持するため、各部及び各警察署と連携の上、人員配分を実施する。

(3) 感染リスクの軽減方策

新型インフルエンザ等の発生時においては、通勤時の感染リスクを軽減するため、必要に応じて、

- 自転車、徒歩等による出勤
- 時差出勤

を行うこととする。

4 職員等の感染状況の把握

職員等は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ等様の症状がある場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡し、その指示に従って帰国者・接触者外来（医療機関）を受診する。その結果、新型インフルエンザ等の疑いがあると診断された場合には、所属の感染防止従事責任者に連絡する。感染防止従事責任者は、職員に対し休暇の取得等を指導するとともに、厚生課長へ速報する。

第5 業務継続のための執務環境の整備

1 庁舎管理及び物資等の確保

(1) 庁舎管理

職場内において職員が新型インフルエンザ等を発症した場合には、健康管理室のほか会議室を一時的な隔離場所として使用する。

また、流行時には通勤時の感染リスクの軽減のため会議室を職員の宿泊場所とし、それ以外の利用を制限する。その他、必要が認められた場合には共用施設の利用を制限する。

(2) 物資等の確保

ア 対象事業者の把握

発生時継続業務に必要な物資の提供及び各種システムの保守に係る事業者並びに当該事業者が事業を継続することが困難になった場合の代替事業者を把握の上、的確に対処する。

なお、当該事業者に対しては、業務の継続に関する調整及び必要な要請を行う。

イ 被留置者の食事の確保

被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。

また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、隣接警察署の契約業者等代替業者をあらかじめ把握し、代替措置を準備する。

2 情報通信の確保

(1) 通信の確保

東北管区警察局岩手県情報通信部と連携して、対策本部や各種活動現場において必要な通信を円滑に確保するため、指定された情報通信部との連絡担当者の他にその代替職員を複数人指名する。

また、情報通信部との連絡要領（特に執務時間外）を明確化し、代替職員以外の職員にも広く周知させておくなど、的確に連絡・連携を図ることができるようにする。

(2) 情報管理機能の確保

情報管理課は、各種情報管理システムについて、担当職員の不在に備えた定型的な業務手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を実施する。

さらに、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等の流行時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保する。

また、対策本部及び各所属は、情報管理課との連携を強化し、新型インフルエンザ等の感染拡大期における情報管理機能の維持に努める。

3 医療体制の確保

職場で職員が発症した場合に備え、厚生課において県保健福祉部医療政策室を介して帰国者・接触者外来（医療機関）の設置状況を確認し、職員等に周知させる。

また、留置管理課は、会計課及び厚生課と連携して、被留置者が感染者等になった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第6 感染防止の徹底

1 個人及び家庭での感染予防

職員等に咳エチケット、手洗い及びうがいを徹底させる。

2 職場における感染拡大防止策

- (1) 職員は、出勤前に検温を実施し、発熱等のインフルエンザ等様の症状がある場合は、いかなる理由があっても出勤しないものとする。
- (2) 庁舎内に消毒剤を配備する。
- (3) 対人距離を保持するため、机のレイアウトの変更やパーティションの設置等を検討する。
- (4) 対面による会議を極力避け、電話会議等を実施する。

3 発症者等への対応

(1) 職場において発症者が出た場合の措置

ア 発症者の対応に当たる職員については、感染防止資機材を着用させる。

イ 発症者を健康管理室等に移動させる。

ウ 発症者の机等、当該職員が接触した可能性のある箇所の消毒を実施する。

エ 発症者及び発症者と濃厚接触した職員については、帰国者・接触者相談センター（保健所）、帰国者・接触者外来（医療機関）の指示に

従い対応する。

(2) 休暇措置

職員が発症者となった場合又は濃厚接触者となった場合は、一週間から二週間程度の間、出勤停止又は出勤自粛措置を講じ、感染拡大防止に努める。

ア 病気休暇として承認する場合

職員が新型インフルエンザ等様の症状を有する場合

イ 特別休暇として承認する場合

(ア) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第30号。以下、「規則」という。）第12条第15号に該当する場合

(イ) 規則第12条第25号及び第26号に該当する場合

a 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合

b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第2項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症に感染していると疑うに足りる相当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（出勤することが著しく困難であると認められる場合に限る。）

ウ 年次休暇として承認する場合

上記ア及びイ以外の場合

4 来庁者への対応

庁舎内への新型インフルエンザ等ウイルスの侵入を防止するため、来庁者に対して、次の措置をとる。

(1) 原則として、面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への侵入を防ぐものとするが、交番、駐在所業務又は運転免許業務等の対応場所を変更することができない業務については、約2mの対人距離を確保するとともに、室内の必要な換気及び来訪者が直接接触する箇所の必要な消毒に努める。

(2) 発熱等症状の確認、入庁時の消毒及びマスク着用等を要請するとともに、発熱等の症状がある場合は、入庁制限を行う。

(3) 庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。

第7 業務継続計画の発動等

1 発動

業務継続計画は、原則、国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府の新型インフルエンザ等対策本部が国内発生早期の宣言を行った時点で発動するものとする。ただし、初期段階で発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である場合は、発生時継続業務以外の業務で感染リスクの高いものの早期縮小・中断や、感染リスクの軽減方策を実施していくものとする。

2 状況に応じた対応

業務継続実施責任者は、事態の進展に応じ、業務継続計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

3 通常体制への復帰

原則として、政府の新型インフルエンザ等対策本部が小康期に入ったことを宣言をした場合には、通常体制に復帰する。ただし、県内での流行状況を踏まえ、小康期の宣言の前に順次通常体制に復帰すること又は小康期の宣言の後も業務継続計画の発動を継続することもあり得る。

第8 業務継続計画の維持・管理等

1 公表・周知

業務継続計画は、県警ホームページに掲載し公表する。

2 教育・訓練

業務継続実施責任者は、職員に発生時の対応について周知させ理解させるとともに、定期的に教育・指導を行う。

また、新型インフルエンザ等が発生し、欠勤率が高まった場合の対応や職場において発症者が出た場合の対応等訓練を実施し、業務継続計画の点検確認を行うほか、改善点等課題分析を行うものとする。

3 点検・改善

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、県警察行動計画等が変更された場合、訓練等を通じて改善が必要となった場合等には、業務継続計画の修正を行う。

また、人員計画で把握した職員や関係事業者のリスト等の変更についても適宜点検し、必要な修正を行うものとする。